

# 行政不服審査事務取扱規程

平成28年3月29日  
公安委員会規程第5号

行政不服審査事務取扱規程（昭和44年大阪府公安委員会規程第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）及び行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号。以下「政令」という。）の規定に基づき、公安委員会が行う審査請求の審査に係る事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 処分庁 審査請求の対象となる処分を行った公安委員会並びに警察本部長（以下「本部長」という。）、警察署長（以下「署長」という。）及びその他の警察官をいう。
- （2） 不作為庁 審査請求の対象となる不作為に係る公安委員会並びに本部長及び署長をいう。
- （3） 審査庁 処分庁の処分又は不作為庁の不作為に係る審査請求があったときに、これを審査して裁決をする公安委員会をいう。

（審理手続を行わせる職員の指名）

第3条 審査庁は、法第9条第4項の規定により審理手続を行わせる職員について、指名書（別記様式第1号）を交付して指名するものとする。

- 2 前項の規定により指名書の交付を受けて指名された職員（以下「指名職員」という。）は、法第9条第4項に規定する審理手続を行う場合は、当該指名書を携帯しなければならない。
- 3 指名職員が法第9条第4項に規定する審理手続を行った場合は、その結果について審査庁に報告するものとする。

（参加申請等）

第4条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第13条第1項の規定により審査請求への参加の申請（以下「参加申請」という。）を受理する場合は、参加申請書（別記様式第2号）の提出を求めるものとする。

- 2 審査庁は、前項の規定により参加申請を受理した場合は、速やかに参加の許可をし、又はしないことを決定するものとする。
- 3 監察室長は、前項の規定により、審査庁が参加の許可をし、又はしないことを決定した場合は、申請人に対し、許可通知書（別記様式第3号）又は不許可通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。この場合において、参加の許可をしたときは、審理関係人（審査請求人、参加人及び処分庁又は不作為庁をいう。以下同じ。）に対し、当該許可通知書の写しを送付するものとする。
- 4 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第13条第2項の規定により利害関係人に対し、参加人として当該審査請求に参加することを求める場合は、参加要請書（別記様式第5号）により行うものとする。

（審査請求の経過の記録）

第5条 監察室長は、審査請求審査経過簿（別記様式第6号）を備え付け、審査請求に係る審査の経過を記録するものとする。

（審査請求の受理）

第6条 法第19条第1項の規定により審査庁に対して審査請求書の提出があった場合は、これを受理するものとする。

（補正命令）

第7条 審査庁は、法第23条の規定により補正を命ずる場合は、補正命令書（別記様式第7号）により行うものとする。

（執行停止）

第8条 審査庁は、法第25条第2項の規定により職権で執行停止をすることを決定した場合は、審理関係人に対し執行停止決定通知書（別記様式第8号）により通知するものとする。

- 2 審査庁は、法第25条第2項の規定により審査請求人から執行停止の申立てがあった場合において、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第25条第7項の規定により執行停止をし、又はしないことを決定したときは、当該審査請求人に対し、執行停止決定通知書又は執行不停止決定通

知書（別記様式第9号）により通知するものとする。この場合において、執行停止をすることを決定したときは、参加人及び処分庁又は不作為庁（以下「処分庁等」という。）に対し、当該執行停止決定通知書の写しを送付するものとする。

（執行停止の取消し）

第9条 審査庁は、法第26条の規定により執行停止を取り消した場合は、審理関係人に対し、執行停止取消決定通知書（別記様式第10号）により通知するものとする。

（審査請求書副本の送付、弁明書等の提出等）

第10条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第29条第1項及び政令第5条第1項の規定により処分庁等に審査請求書の副本を送付する場合及び法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第29条第2項の規定により処分庁等に弁明書の提出を求める場合は、弁明書提出要求書（別記様式第11号）により行うものとする。

2 処分庁等は、弁明書提出要求書により弁明書の提出を求められた場合は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める弁明書及びその副本を必要な通数作成の上、審査庁（監察室）に送付するものとする。

（1） 処分庁である場合 弁明書（別記様式第12号）

（2） 不作為庁である場合 弁明書（別記様式第13号）

3 処分庁等は、前項の規定により弁明書を送付する場合において、法第29条第4項に規定する書面を保有しているときはこれらの書面を添付するものとする。

4 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第29条第5項及び政令第6条第3項の規定により審査請求人及び参加人に弁明書の副本を送付する場合は、弁明書副本送付書（別記様式第14号）により行うものとする。

（反論書等の送付）

第11条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第30条第3項及び政令第7条第3項の規定により反論書の副本を送付する場合は、反論書副本送付書（別記様式第15号）により行うものとする。

2 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第30条第3項及び政令第7条第3項の規定により意見書の副本を送付する場合は、意見書副本送付書（別記様式第16号）により行うものとする。

（口頭意見陳述の申立て）

第12条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第1項の規定により口頭意見陳述の申立てを受理する場合は、口頭意見陳述申立書（別記様式第17号）の提出を求めるものとする。

2 審査庁は、法第31条第1項ただし書の規定により口頭意見陳述を実施しないことを決定した場合は、申立人に対し、不実施通知書（別記様式第18号）により通知するものとする。

3 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第2項の規定により口頭意見陳述の期日及び場所を指定した場合は、実施通知書（別記様式第19号）により通知するものとする。

4 口頭意見陳述を実施する場合は、処分庁等その他当該口頭意見陳述に係る事案に関係する所属長は、必要と認める職員を出席させなければならない。

5 口頭意見陳述を録取した者は、その要旨を陳述記録書（別記様式第20号）により記録するものとする。

（補佐人帯同出頭申請）

第13条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第3項の規定により補佐人帯同の申請を受理する場合は、補佐人帯同申請書（別記様式第21号）の提出を求めるものとする。

2 審査庁は、前項の規定により補佐人帯同の申請を受理した場合は、速やかに許可をし、又はしないことを決定するものとする。

3 監察室長は、前項の規定により審査庁が補佐人帯同の申請について許可をし、又はしないことを決定した場合は、申請人に対し、許可通知書又は不許可通知書により通知するものとする。

（証拠書類等）

第14条 監察室長は、法第32条第1項の規定により審査請求人又は参加人から証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）の提出があった場合は、保管台帳（別記様式第22号）に必要な事項を

記入するとともに、当該証拠書類等を提出した者に預り証（別記様式第23号）を交付するものとする。ただし、提出した証拠書類等の権利放棄をした者については、預り証の交付を要しない。この場合においては、権利放棄書（別記様式第24号）に署名押印をさせるものとする。

- 2 審査庁は、前項の証拠書類等を返還するときは、受領証（別記様式第25号）を徴しておくものとする。
- 3 監察室長は、法第32条第2項の規定により処分庁等から当該審査請求に係る処分の理由となる事実を証する書類その他の物件の提出があった場合は、その保管等の経緯を明らかにしておくものとする。

（物件の提出要求、留置等）

第15条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定により書類その他の物件（以下この条において単に「物件」という。）の提出要求の申立てを受理する場合は、物件提出要求申立書（別記様式第26号）の提出を求めるものとする。

- 2 審査庁は、前項の規定により物件の提出要求の申立てを受理した場合は、速やかに物件の提出要求を実施し、又はしないことを決定するものとする。
- 3 監察室長は、前項の規定により審査庁が物件の提出要求の申立てについて実施し、又はしないことを決定した場合は、申立人に対し、実施通知書又は不実施通知書により通知するものとする。
- 4 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定により物件の所持人に物件の提出要求を実施する場合は、物件提出依頼書（別記様式第27号）により行うものとする。
- 5 第14条第1項及び第2項の規定は、前項の要求により提出された物件について審査庁が留め置く場合の当該物件の保管及び返還について準用する。
- 6 監察室長は、物件の提出要求の申立てがあったものについて、第4項の規定により物件の提出要求を実施した場合において、当該物件の所持人がその提出を拒否したときは、申立人に対し、申立拒否通知書（別記様式第28号）により通知するものとする。

（参考人の陳述及び鑑定の要求）

第16条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第34条の規定により参考人の陳述又は鑑定の要求の申立て（以下「陳述申立て等」という。）を受理する場合は、参考人陳述申立書（別記様式第29号）又は鑑定申立書（別記様式第30号）の提出を求めるものとする。

- 2 審査庁は、前項の規定により陳述申立て等を受理した場合は、速やかに参考人への陳述又は鑑定の要求を実施し、又はしないことを決定するものとする。
- 3 監察室長は、前項の規定により審査庁が陳述申立て等について参考人への陳述又は鑑定の要求を実施し、又はしないことを決定した場合は、申立人に対し、実施通知書又は不実施通知書により通知するものとする。
- 4 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第34条の規定により参考人に陳述を求める場合において、参考人に対し文書により陳述させるときは参考人陳述依頼書（別記様式第31号）を送付して陳述をさせるものとし、参考人に対し出頭を求めて陳述させるときは出頭通知書（別記様式第32号）により出頭を求めて陳述をさせるものとする。
- 5 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第34条の規定により鑑定人に鑑定を求める場合は、鑑定依頼書（別記様式第33号）により行うものとする。
- 6 監察室長は、前2項の規定により参考人の陳述又は鑑定を求めた場合において、参考人又は鑑定人がその陳述又は鑑定を拒否したときは、速やかに申立人に対し、申立拒否通知書により通知するものとする。
- 7 陳述を録取した者は、その陳述の要旨を陳述記録書により記録するものとする。

（検証）

第17条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第35条第1項の規定により検証の申立てを受理する場合は、検証申立書（別記様式第34号）の提出を求めるものとする。

- 2 審査庁は、前項の規定により検証の申立てを受理した場合は、速やかに検証を実施し、又はしないことを決定するものとする。この場合において、検証を実施することを決定したときは、申立人に対し、実施通知書により検証の日時及び場所を通知するものとする。
- 3 監察室長は、前項の規定により審査庁が検証の申立てについて検証を実施しないことを決定した場合は、申立人に対し、不実施通知書により通知するものとする。

- 4 監察室長は、第2項の規定により審査庁が検証の申立てについて検証を実施することを決定した場合において、営業所、住居その他の人の管理する場所（以下「営業所等」という。）に立ち入って検証を行う必要があるときは、あらかじめ当該営業所等の管理人に対し、検証立入依頼書（別記様式第35号）により依頼するものとする。
- 5 監察室長は、前項の規定により検証のための立入りを求めた場合において、管理人がその立入りを拒否したときは、速やかに申立人に対し、申立拒否通知書により通知するものとする。
- 6 検証を行った者は、検証調書（別記様式第36号）を作成するものとする。

（質問）

第18条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第36条の規定により質問の申立てを受理する場合は、質問申立書（別記様式第37号）の提出を求めるものとする。

- 2 審査庁は、前項の規定により質問の申立てを受理した場合は、速やかに質問を実施し、又はしないことを決定するものとする。
- 3 監察室長は、前項の規定により審査庁が質問の申立てについて、質問を実施し、又はしないことを決定した場合は、申立人に対し、実施通知書又は不実施通知書により通知するものとする。
- 4 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第36条の規定により質問を行う場合において、審理関係人に対し文書により質問を行う場合は、質問書（別記様式第38号）を送付して質問を行うものとし、審理関係人に対し出頭を求めて質問を行う場合は、出頭通知書により出頭を求めて質問を行うものとする。
- 5 質問を受けた審理関係人が文書により回答を行う場合は、回答書（別記様式第39号）により行うものとする。
- 6 質問を行った者は、回答録取書（別記様式第40号）を作成するものとする。

（提出書類等の閲覧等）

第19条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第1項の規定により提出書類等の閲覧又は交付（以下「閲覧等」という。）の請求を受理する場合は、提出書類等閲覧等請求書（別記様式第41号）の提出を求めるものとする。この場合において、郵送による提出書類等の交付の請求であるときは、請求人の身分証明書（運転免許証、個人番号カード等をいう。以下同じ。）の写しを添付させるものとする。

- 2 審査庁は、前項の規定により閲覧等の請求を受理した場合は、速やかに閲覧等を実施し、又はしないことを決定するものとする。この場合において、閲覧等を実施することを決定したときは、閲覧等についての日時及び場所を指定するものとする。
- 3 監察室長は、前項の規定により審査庁が閲覧等の請求について、閲覧等を実施し、又はしないことを決定した場合は、請求人に対し、実施通知書又は不実施通知書により通知するものとする。
- 4 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第2項の規定により提出書類等の提出人の意見を聴取する場合は、提出書類等の閲覧等に関する意見聴取書（別記様式第42号）により行うものとする。
- 5 審査庁は、郵送による提出書類等の写しの交付を行う場合は、請求人に対し、同意書（別記様式第43号）により郵送による提出書類等の写しの交付により生じるおそれのある情報漏えい等の損害について審査庁がその責めを負わないことについての同意を得た上で、行うものとする。

（提出書類等の写しの交付の事務に係る手数料等の徴収）

第20条 監察室長は、大阪府行政不服審査法関係事務手数料条例（平成28年大阪府条例第2号）別表に規定する提出書類等の写しの交付を受ける者が納付しなければならない手数料を徴収するものとする。

- 2 前項の手数料は、前納とし、現金（郵便為替の方法による場合を含む。）で徴収し、又は納付書（大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）様式第23号その2）により納付させるものとする。
- 3 政令第14条に規定する送付に要する費用は、前納とし、監察室長は交付を受ける者から当該費用を郵便切手で徴収し、又は納付書により納付させるものとする。

（審理手続の併合又は分離）

第21条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第39条の規定により必要があると認められた場合は、速やかに審理手続の併合又は分離の決定を行うものとする。

- 2 監察室長は、前項の規定により審査庁が審理手続の併合又は分離を決定した場合は、審理関係人

に対し、審理手続併合通知書（別記様式第44号）又は審理手続分離通知書（別記様式第45号）により通知するものとする。

（審理手続の終結）

第22条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第41条第3項の規定により審理手続を終結した旨を通知する場合は、審理手続終結通知書（別記様式第46号）により行うものとする。

（裁決の方式等）

第23条 審査庁は、裁決を行う場合は、裁決書（別記様式第47号）により行うものとする。

2 法第51条第2項ただし書及び第3項に規定する公示は、公示文（別記様式第48号）を審査庁の掲示場に掲示し、かつ、大阪府公報に登載して行うものとする。

（教示）

第24条 法第82条第1項の規定による教示は、当該処分の内容を記載した書面又はこれに付した付せんにより教示文（別記）を記載して行うものとする。

（諮問に係る事務）

第25条 大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号）第20条第1項又は大阪府個人情報保護条例（平成8年大阪府条例第2号）第35条第1項の規定に基づく大阪府情報公開審査会（以下「審査会」という。）又は大阪府個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）への諮問は、監察室長が行うものとする。

2 大阪府情報公開条例第23条又は大阪府個人情報保護条例第38条の規定に基づき審査会又は審議会から次に掲げる求めがあった場合は、監察室長は、当該諮問に係る審査請求事案を主管する所属長（以下「主管所属長」という。）にその内容を通知するものとする。

（1）当該諮問に係る行政文書の提示の求め

（2）審査会又は審議会の指定する方法による資料の作成及び提出の求め

（3）意見書等の提出、事実の陳述又は鑑定等の求めその他の審査会又は審議会が必要と認める調査

3 前項の規定による通知を受けた主管所属長は、定められた期間内に、同項に規定する求めに係る行政文書、資料若しくは意見書を監察室長に提出し、又は陳述者の氏名若しくは鑑定等の結果を監察室長に通知するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行前にされた行政庁の処分又はこの規程の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係る不服申立てについての裁決の方式等については、なお従前の例による。

別 記

教示文

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪府公安委員会に対して、審査請求をすることができます。

別記様式第1号（第3条関係）

指 名 書	
(氏名)	(所属)
	(階級)
<p>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条4項の規定により、次の審査請求に係る審理手続を行わせる者として、上記の職員を指名する。</p> <p>1 審査請求の件名</p> <p>2 審査請求人の住所及び氏名</p> <p>3 審査請求年月日</p>	
年 月 日	
大阪府公安委員会 印	

年 月 日

大阪府公安委員会 殿

申立人

住 所

氏 名

印

参加申請書

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第13条第1項の規定により、次のとおり審査請求への参加を申請します。

- 1 審査請求に係る処分
- 2 審査請求年月日
- 3 審査請求人の住所及び氏名
- 4 参加の理由（利害関係の内容）

別記様式第3号（第4条、第13条関係）

大阪府公安委員会指令（ ）第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名

殿

大 阪 府 公 安 委 員 会 印

許 可 通 知 書

年 月 日付けで、あなたから申請のあった について許可します。

別記様式第4号（第4条、第13条関係）

大阪府公安委員会指令（ ）第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名

殿

大 阪 府 公 安 委 員 会 印

不 許 可 通 知 書

年 月 日付けで、あなたから申請のあった については、次の理  
由により許可しません。

（理由）

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名

殿

大 阪 府 公 安 委 員 会 印

参 加 要 請 書

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第13条第2項の規定により利害関係人として次の審査請求への参加を要請しますので、年 月 日（ ）までに参加の可否について、別添回答書により回答してください。

1 審査請求人

住 所

氏 名

2 審査請求に係る処分

3 利害関係人として参加を求める理由

別 添

年 月 日

大阪府公安委員会 殿

住所  
氏名

㊟

回 答 書

年 月 日付けの 処分に係る審査請求（審査請求人 ）への参加要請に  
対しては、次のとおり回答します。

- 1 参加を了承します。
- 2 参加を拒否します。



別記様式第7号（第7条関係）

大阪府公安委員会指令（ ）第 号  
年 月 日

住 所

氏 名

殿

大 阪 府 公 安 委 員 会 団

補 正 命 令 書

あなたの審査請求書は、次の事項について不適法ですので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により 年 月 日（ ）までに補正するよう命じます。

なお、正当な理由がなく期日までに補正されない場合は、同法第24条第1項の規定により不適法なものとして審査請求を却下します。

大阪府公安委員会指令（ ）第 号  
年 月 日

殿

大 阪 府 公 安 委 員 会 印

執 行 停 止 決 定 通 知 書

次の審査請求に関し、年 月 日付けの執行停止の申立てについて、  
職権により

次のとおり決定したので通知します。

- 1 審査請求の件名
- 2 審査請求人の住所及び氏名
- 3 審査請求に係る処分
- 4 決定事項

年 月 日から 年 月 日まで執行を停止する。

大阪府公安委員会指令（ ）第 号  
年 月 日

殿

大阪府公安委員会 印

執行不停止決定通知書

次の審査請求に関し、 年 月 日付けの執行停止の申立てについて、次のとおり決定したので通知します。

- 1 審査請求の件名
- 2 審査請求人の住所及び氏名
- 3 審査請求に係る処分
- 4 決定事項  
執行を停止しない。
- 5 執行不停止の理由

大阪府公安委員会指令（ ）第 号  
年 月 日

殿

大阪府公安委員会 印

執行停止取消決定通知書

年 月 日付け大阪府公安委員会指令（ ）第 号で決定した執行停止  
について、次のとおり取り消したので通知します。

- 1 審査請求の件名
- 2 審査請求人の住所及び氏名
- 3 審査請求に係る処分
- 4 決定事項  
執行停止を取り消す。
- 5 執行停止取消の理由

第 号  
年 月 日

殿

大阪府公安委員会 謹

弁明書提出要求書

審査請求人 から 年 月 日付けで提起された 処  
分に対する審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の  
規定により読み替えて適用する同法第29条の規定により、審査請求書（副本）を送付し  
ますので、本件審査請求に対する弁明書（正副 通）を 年 月 日までに、  
提出してください。

別記様式第12号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

大 阪 府 公 安 委 員 会 殿

印

弁 明 書

審査請求人 から 年 月 日付けで提起された  
処分に対する審査請求について、次のとおり弁明します。

- 1 弁明の趣旨
- 2 処分の内容及び理由

注：処分庁が審査庁である場合は、宛名は不要

第 号  
年 月 日

大阪府公安委員会 殿

印

弁 明 書

審査請求人 から 年 月 日付けで提起された  
不作為に対する審査請求について、次のとおり弁明します。

- 1 弁明の趣旨
- 2 処分をしていない理由
- 3 予定される処分の時期、内容及び理由

注：不作為庁が審査庁である場合は、宛名は不要

第 号  
年 月 日

殿

大阪府公安委員会 印

弁明書副本送付書

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第5項の規定により、 処分に係る審査請求に対する弁明書（副本）を別添のとおり送付します。

なお、同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法

第30条第1項に規定する弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（反論書）

第30条第2項に規定する審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面（意見書）

を提出する場合は、 年 月 日（ ）までに正本及び副本を 通作成の上、提出してください。

別記様式第15号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

殿

大阪府公安委員会 印

反論書副本送付書

審査請求人 から 年 月 日付けで提起された 処分  
に対する審査請求に係る反論書の提出がありましたので、行政不服審査法（平成26年法律  
第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第30条第3項の規定により、  
反論書（副本）を別添のとおり送付します。

第 号  
年 月 日

殿

大阪府公安委員会 印

意見書副本送付書

参加人 から 年 月 日付けで提起された 処分  
に対する審査請求に係る意見書の提出がありましたので、行政不服審査法（平成26年法律  
第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第30条第3項の規定により、  
意見書（副本）を別添のとおり送付します。

別記様式第17号（第12条関係）

年 月 日

大阪府公安委員会 殿

申立人

住 所

氏 名

㊟

口 頭 意 見 陳 述 申 立 書

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第31条第1項の規定により、次のとおり口頭による意見陳述を申し立てます。

- 1 審査請求に係る処分
- 2 審査請求年月日
- 3 口頭による意見陳述を希望する日時

別記様式第18号(第12条、第15条-第19条関係)

大阪府公安委員会指令( )第 号  
年 月 日

住 所

氏 名

殿

大 阪 府 公 安 委 員 会 印

不 実 施 通 知 書

年 月 日付で、あなたから申立てのあった については、

次の理由により、実施しないこととしたので通知します。

(理由)

大阪府公安委員会指令（ ）第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 殿

大 阪 府 公 安 委 員 会 団

実 施 通 知 書

年 月 日付で 申立てのあった を  
次のとおり実施します。

なお、出頭できない場合は、事前に担当者まで御連絡ください。

1 審査請求の件名

2 審査請求人の氏名

3 日 時

年 月 日（ ）午<sup>前</sup>後 時 分

4 場 所

5 携行品

身分証明書（運転免許証、個人番号カード等）

本通知書

6 その他必要事項

7 担当者

電 話

- 注：1 出頭する必要のない場合は、実施する旨を通知し、必要事項を記載すること。  
2 口頭意見陳述等の申立ての際に補佐人帯同の申請があった場合は、補佐人帯同の許可・不許可（不許可の場合は併せて理由）についても記載すること。  
3 閲覧等の請求に対しては、「6 その他必要事項」に手数料及び納付方法又は手数料の減免について適宜記載すること。  
4 閲覧等の請求において、出頭せずに郵送交付のみを求めていた場合は、第19条第6項に規定する同意書を添付して請求者に同意を求めること。  
5 申立ての内容に応じて、適宜、項目を変更して使用すること。

別記様式第20号（第12条、第16条関係）

陳 述 記 録 書

- 1 審査請求の件名
- 2 審査請求人の住所及び氏名
- 3 陳述の日時及び場所
- 4 陳述聴取者
- 5 陳述人
- 6 陳述内容の要旨

陳述記録者

所 属

階 級

氏 名

㊞

別記様式第21号（第13条関係）

年 月 日

大阪府公安委員会 殿

申請人

住 所

氏 名

㊟

補佐人帯同申請書

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第31条第3項の規定により、次のとおり補佐人帯同を申請します。

- 1 審査請求に係る処分
- 2 審査請求年月日
- 3 補佐人の住所、氏名及び生年月日
- 4 補佐人を帯同することを必要とする理由



第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 殿

大 阪 府 公 安 委 員 会 印

預 り 証

審査請求の審理のため、必要な証拠書類等を次のとおり預かりました。

- 1 審査請求の件名
- 2 審査請求人の住所及び氏名
- 3 預かった日  
年 月 日
- 4 預かった品名及び数量
- 5 担当者

電 話

年 月 日

大阪府公安委員会 殿

物件提出者

住 所

氏 名

㊟

権 利 放 棄 書

審査請求の審理のため、任意に提出しました次の物件については、一切の権利を放棄しますので、用済み後は、貴庁において任意に処分してください。

1 審査請求の件名

2 物件提出年月日

年 月 日

3 物件の品名及び数量

別記様式第25号（第14条、第15条関係）

受 領 証

審査請求の審理のため、 年 月 日付けで提出していた証拠書類等を次のとおり受領しました。

- 1 審査請求の件名
- 2 審査請求人の住所及び氏名
- 3 受領日  
年 月 日
- 4 受領した品名及び数量

大 阪 府 公 安 委 員 会 殿

受領者

住 所

氏 名



年 月 日

大阪府公安委員会 殿

申立人

住 所

氏 名

㊟

物 件 提 出 要 求 申 立 書

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第33条の規定により、次のとおり物件の提出要求を申し立てます。

- 1 審査請求に係る処分
- 2 審査請求年月日
- 3 物件の所持人の住所、氏名及び生年月日
- 4 提出を求める物件の品名及び数量
- 5 提出を求める理由

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 殿

大 阪 府 公 安 委 員 会 団

物 件 提 出 依 頼 書

審査請求の審理のため、必要がありますので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第33条の規定により、次のとおり物件の提出を依頼します。

- 1 審査請求の件名
- 2 審査請求人の氏名
- 3 提出を求める品名及び数量
- 4 提出を求める理由
- 5 提出期限  
年 月 日（ ）
- 6 提出場所
- 7 担当者

電 話

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名

殿

大 阪 府 公 安 委 員 会 団

申 立 拒 否 通 知 書

年 月 日付で、あなたから申立てのあった については、

次の理由により実施できなかったので、通知します。

(理由)

別記様式第29号（第16条関係）

年 月 日

大阪府公安委員会 殿

申立人

住 所

氏 名

㊟

参 考 人 陳 述 申 立 書

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第34条の規定により、次のとおり参考人の陳述を申し立てます。

- 1 審査請求に係る処分
- 2 審査請求年月日
- 3 参考人の住所、氏名及び生年月日
- 4 参考人の陳述を求める理由

年 月 日

大阪府公安委員会 殿

申立人

住 所

氏 名

㊟

鑑 定 申 立 書

行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第34条の規定により、次のとおり鑑定を申し立てます。

- 1 審査請求に係る処分
- 2 審査請求年月日
- 3 鑑定人の住所、氏名及び生年月日
- 4 鑑定を求める理由

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名

殿

大 阪 府 公 安 委 員 会 団

参 考 人 陳 述 依 頼 書

審査請求の審理のため、必要がありますので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第34条の規定により、次のとおり参考人として別添陳述書により陳述をお願いします。

なお、御都合の悪い場合は、その旨を担当者まで御連絡ください。

- 1 審査請求の件名
- 2 審査請求人の氏名
- 3 提出期限
- 4 陳述依頼事項
- 5 送付先
- 6 担当者

電 話

別 添

年 月 日

大 阪 府 公 安 委 員 会 殿

住所

氏名

㊞

陳 述 書

年 月 日付けの参考人陳述依頼書に係る陳述依頼事項については、次のとおり、陳述します。

別記様式第32号（第16条、第18条関係）

大阪府公安委員会指令（ ）第 号  
年 月 日

住 所

氏 名

殿

大 阪 府 公 安 委 員 会 団

出 頭 通 知 書

審査請求の審理のため、次により

を行いますので、

出頭してください。

なお、出頭できない場合は、事前に担当者まで御連絡ください。

1 審査請求の件名

2 審査請求人の氏名

3 日 時

年 月 日（ ）午<sup>前</sup>後 時 分

4 場 所

5 その他必要事項

6 担当者

電 話

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名

殿

大 阪 府 公 安 委 員 会 印

鑑 定 依 頼 書

審査請求の審理のため、必要がありますので、次のとおり鑑定をお願いします。

審査請求の件名	
審査請求人の氏名	
鑑定物件	数量
鑑定事項	
担当者	電 話

----- 切取線 -----

預 り 証	
鑑定物件及び数量	
上記物件鑑定のために預かりました。	
年 月 日	
大阪府公安委員会 殿	
鑑定人住所	氏名
	印

注：鑑定物件を鑑定人に移管する場合は、預り証を徴しておくこと。

別記様式第34号（第17条関係）

年 月 日

大阪府公安委員会 殿

申立人

住 所

氏 名

㊟

検 証 申 立 書

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第35条第1項の規定により、次のとおり検証を申し立てます。

- 1 審査請求に係る処分
- 2 審査請求年月日
- 3 検証を行う場所
- 4 検証を必要とする理由
- 5 検証を希望する日時

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 殿

大 阪 府 公 安 委 員 会 団

検 証 立 入 依 頼 書

審査請求の審理のため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第35条第1項の規定による検証を行う必要がありますので、次のとおり立入りを承諾されるようお願いいたします。

審査請求の件名
審査請求人の氏名
検証の日時 年 月 日 ( ) 午 <sup>前</sup> 後 時 分
検証の場所
検証を行う理由
担当者 電 話

----- 切取線 -----

年 月 日
大阪府公安委員会 殿
住 所
氏 名 ㊦
年 月 日 第 号の検証立入依頼については、
承諾 拒否 します。

検 証 調 書

大阪府公安委員会に対する審査請求について行った検証の結果は、次のとおりです。

年 月 日

所 属  
階 級  
氏 名



- 1 審査請求の件名
- 2 審査請求人の住所及び氏名
- 3 検証の日時及び場所
- 4 検証の立会人の住所及び氏名
- 5 検証の目的
- 6 検証の経過
- 7 その他参考事項

別記様式第37号（第18条関係）

年 月 日

大阪府公安委員会 殿

申立人

住 所

氏 名

㊟

質 問 申 立 書

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第36条の規定により、次のとおり質問を申し立てます。

- 1 審査請求に係る処分
- 2 審査請求年月日
- 3 質問を必要とする審理関係人の住所及び氏名
- 4 質問を必要とする理由
- 5 質問事項

第 号  
年 月 日

審 理 関 係 人 殿

大 阪 府 公 安 委 員 会 団

質 問 書

審査請求の審理のため必要がありますので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第36条の規定により次の質問事項に対する回答をお願いします。

なお、御都合の悪い場合は、その旨を担当者まで御連絡ください。

- 1 審査請求の件名
- 2 審査請求人の氏名
- 3 提出期限
- 4 質問事項
- 5 送付先
- 6 担当者

電 話

年 月 日

大阪府公安委員会 殿

審理関係人 ㊦

回答書

年 月 日付けの 質問書  
質問申立書 に係る質問事項については、次のとおり回答  
します。

注： 処分庁等が審査庁である場合において、処分庁等が回答を行うときは、宛名は  
不要

回答録取書

回答者

住所

氏名

年 月 日生(歳)

上記の者に対し、  
年 月 日 時頃  
において  
職権により、  
申立て  
について質問したところ、本職に対し、任意に次のとおり回答した。

質問内容

回答内容

回答者

㊟

上記のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て、署名・押印した。

年 月 日

所属

階級

氏名

㊟

年 月 日

大阪府公安委員会 殿

申立人

住 所

氏 名

㊞

提出書類等閲覧等請求書

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第38条第1項の規定により、次のとおり提出書類等の閲覧等を請求します。

- 1 審査請求に係る処分
- 2 審査請求年月日
- 3 閲覧等を希望する提出書類等
- 4 写し等の交付を求める提出書類（交付を希望する場合）
- 5 交付方法

注： 請求者が出頭せずに郵送交付のみを希望した場合は、本請求書に運転免許証等の身分を証明するものの写しを添付させること。

第 号  
年 月 日

殿

大阪府公安委員会 団

提出書類等の閲覧等に関する意見聴取書

処分に対する審査請求に関して、審査請求人又は参加人（ ）から貴殿（貴庁）の提出書類等について、次のとおり閲覧（写しの交付）の請求を受けたことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第38条第2項の規定により、提出書類等の閲覧（写しの交付）に対する意見を 年 月 日（ ）までに提出してください。

- 1 閲覧（写しの交付）の請求があった提出書類等
- 2 意見書の提出先
- 3 担当者

電 話

同意書

- 1 私は、提出書類等閲覧等請求に係る写しの交付について、郵送を希望します。
- 2 郵送の方法については、個人情報の漏えい防止等の個人情報保護の観点から「配達証明付本人限定受取郵便」の利用を了承します。
- 3 郵送による交付については、郵送料金及び写しの費用の収入が確認できた後に実施されることについて了承します。
- 4 郵送による交付により、家族等の同居人に個人情報が知られてしまうおそれ及び郵便事情等による到達の遅れ、誤配等の危険性があり、万一これらの事故等が発生した場合の大阪府公安委員会の免責について同意します。

年 月 日

大阪府公安委員会 殿

住所  
氏名

㊞

第 号  
年 月 日

審 理 関 係 人 殿

大 阪 府 公 安 委 員 会 印

審 理 手 続 併 合 通 知 書

次の審査請求に係る審理手続については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第39条の規定により、これらを併合することとしたので、通知します。

1 審理手続を併合する審査請求

- (1) 審査請求の件名
- (2) 審査請求人の住所及び氏名
- (3) 審査請求年月日

2 審理手続を併合する審査請求

注： 2以降は審査請求ごとに1と同様の内容を記載すること。

第 号  
年 月 日

審 理 関 係 人 殿

大 阪 府 公 安 委 員 会 印

審 理 手 続 分 離 通 知 書

次の審査請求に係る審理手続については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第39条の規定により、これを分離することとしたので、通知します。

1 審理手続を分離する審査請求

- (1) 審査請求の件名
- (2) 審査請求人の住所及び氏名
- (3) 審査請求年月日

2 分離後の審査請求

第 号  
年 月 日

審 理 関 係 人 殿

大 阪 府 公 安 委 員 会 印

審 理 手 続 終 結 通 知 書

年 月 日付で提起された 処分に対する審査請求  
(審査請求人 ) について、審理手続を終結したので、行政不服審査法  
(平成26年法律第68号)第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第41条第3  
項の規定により、通知します。

大阪府公安委員会指令（ ）第 号  
年 月 日

審査請求人

住 所

氏 名

大 阪 府 公 安 委 員 会 団

裁 決 書

年 月 日付で申立てのあった について、  
次のとおり裁決する。

主 文  
事 案 の 概 要  
審理関係人の主張の要旨  
理 由

別記様式第48号（第23条関係）

大阪府公安委員会告示第 号

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第2項及び第3項の規定に基づき、次のとおり公示する。

年 月 日

大阪府公安委員会

委員長 氏 名

裁 決 書 の 保 管 交 付 に つ い て

審査請求人

住 所

氏 名

上記の者に送達すべき同人の審査請求に係る についての裁決書  
（ 年 月 日）は、当公安委員会において保管しているので、請求があればいつでも次の場所で交付する。

交付場所 大阪府警察本部 部 課